

決 定 書

異議申出人 東京都江戸川区西葛西六丁目
平岡 精二

異議申出人が令和 5 年 4 月 27 日付けで提起した令和 5 年 4 月 23 日執行の江戸川区議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、江戸川区選挙管理委員会（以下「本委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

異議申出の要旨

1 異議申出の趣旨

異議申出人（以下「申出人」という。）は、本件選挙における当選人 五十嵐 将雄（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求めるといものである。

2 異議申出の理由

江戸川区議会議員選挙における被選挙人は、引き続き東京都江戸川区に 3 箇月間の居住実態が必要である。江戸川区に生活の本拠がある事が疑わしい、当選人は公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 9 条及び第 10 条に違反している疑義が強く調査が必要と思科する。

以上の理由により当選人の当選を無効とすることを求める。

争 点

区市町村の議会の議員の被選挙権は、当該議員の選挙権を有する者で年齢満 25 年以上のものが有するとされ（法第 10 条第 1 項第 5 号。法第 266 条第 1 項により特別区にも適用される。以下同じ。）区市町村の議会の議員の選挙権は、日本国民たる年齢満 18 年以上の者で引き続き 3 箇月以上区市町村の区域内に住所を有する者が有するとされる（法第 9 条第 2 項）。

また、「引き続き 3 箇月以上」の期間の算定にあたっては、民法（明治 29 年法律第 89 号）に規定する期間計算の一般原則に基づくところ、住所を有するに至った日の翌日から起算し、3 箇月目において起算日に応ずる日の前日に 3 箇月の期間を満了することとなり、この「前日」は経過することを要しないと解される。

したがって、本件異議申出の争点は、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である引き続

き3箇月以上江戸川区内に住所を有する者であるかどうか、すなわち、令和5年1月23日以前から本件選挙の期日である令和5年4月23日までの間、引き続き江戸川区内に住所を有する者といえるか、という点にある。

決定の理由

本委員会では、本件異議申出について、その要件を審査した結果、適法な異議申出であると認めたので、これを受理し、審理にあたっては、関係者からの聞き取りや証拠書類等の提出を求めた。

また、当選人については、法第216条第1項が準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第2項の規定により利害関係人であることから参加人として審理に参加させ、証拠書類等の提出を求めたほか、法第212条に基づく尋問を行い、事実関係を慎重に審理した。

1 住所認定についての解釈

法第9条第2項にいう住所とは、民法（明治29年法律第89号）第22条で規定する「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と同義であると解される。

そして、公職選挙法における住所要件について、裁判例は、「選挙に関しては、住所は1人につき1箇所に限定されているものと解すべきである。」（昭和23年12月18日最高裁判所第二小法廷判決）とし、「住所とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である」（昭和29年10月20日最高裁判所大法廷判決、平成9年8月25日最高裁判所第二小法廷判決ほか）、「その人がその場所に住所をおく意思を有するかどうかは、住所の存否を決するについての独立的要素をなすものではない。住所意思がなくても住所の設定を認めることができる。もっとも住所意思もまた生活の本拠を決定する標準の一つとして考慮にいれられるべきものではあるが、この場合、その住所意思を実現する客観的事実が形成されておらなければならない。」（昭和24年4月15日福岡高等裁判所判決）とされている。

このような観点から、本件選挙における当選人の住所は、日常生活を営んでいるかどうかの客観的事実から生活の本拠となる住所1箇所が認定されるものであるところ、客観的に生活の本拠たる実態を備えているか否かは、日常生活の状況、家族の状況、居所に生活に必要な設備が具備されているか、電気、水道、ガスの使用量など詳細な生活実態から総合的に判断するものとする。

2 当選人の住民票における住所の移動

転入前住所：西東京市田無町（以下「前住所」という。）

転入後住所：江戸川区南葛西（以下「現住所」という。）

3 申出人の主張の要旨

- (1) 当選人は令和4年12月25日執行の西東京市市議会議員選挙に立候補している。また、令和5年1月27日に、警視庁田無警察署に、法第222条の利害誘導罪で刑事告発されており、その日以前と以後に取調べを受けていた可能性がある。これらの事実からすれば、令和5年1月27日前後に東京都西東京市に生活の本拠があった可能性がある。
- (2) 当選人は、令和5年1月8日において、Twitterに「明日実家に行く」と投稿しており、この時点ではまだ西東京市に生活の本拠があると推定される。当選人によるTwitter上の投稿からすると、令和5年1月中旬から2月初頭にかけての生活の本拠が、江戸川区にない可能性がある。
- (3) 当選人に対し、預金通帳、クレジットカード使用履歴・その他電子決済サービスの使用履歴の提出を求めるべきである。その結果、預金引き出し履歴、使用履歴に西東京市での使用履歴が多く、江戸川区での使用履歴がなければ江戸川区での居住実態が無いと言える。

4 当選人の主張の要旨

当選人は、本委員会が指定した期限までに参加人意見書を提出しなかったが、参加人として提出した証拠書類、当選人への尋問（法第212条。令和5年6月9日実施）において述べた内容によれば、当選人の主張する事実関係は概ね次のとおりである。

- (1) 当選人の現住所は当選人の実家であり、当選人は生まれも育ちも現住所である。
- (2) 現住所の同居人は両親である。間取りは2DKで当選人の荷物は母親の寝室に置かせてもらい、自身が寝るのは父親の寝室である。パーソナルスペースはない。
- (3) 前住所に転居したのは令和4年8月であり、参政党から西東京市議会議員選挙（令和4年12月25日執行）で立候補しないかとの提案を受け、転居した。前住所に転居する前も現住所に住んでいた。
- (4) 江戸川区議会議員選挙に立候補しようと思ったのは令和4年12月27日だった。同月28日には転居する旨を大家に伝え、同月31日付けで、令和5年1月31日をもって前住所を退室する旨、合意解約書を取り交わした。同書面上の退室日が同年1月31日となったのは、退室1箇月前に大家に申し出るとの取り決めがあったためである。
- (5) 住民票の異動に関しては令和5年1月10日に西東京市へ転出届を提出し、翌1月11日に江戸川区へ転入届を提出した。
- (6) 転居の際は、令和5年1月10日及び11日に自身で衣類等を運び、また、同月14日には参政党関係者に車を出してもらい、自転車、布団、テーブル、書籍等大きな荷物を運んだ。その後、数回に分け、前住所に残っていた物品の撤収や、西東京に構えていた事務所の物品の撤収を実家の車を借りて行った。

同月10日からは実家で寝泊まりしたが、同月13日の夜は翌14日の引っ越しの準備のため、前住所に宿泊した。同月14日以降も物品の運び出しや、同月19日に行った対談ライブの撮影等で前住所に行くことはあったが、同月14日が前住所に宿泊した最後の日である。

- (7) 選挙権の要件として令和5年1月15日までに転居が必要というのは参政党からの指示もあり、意識していた。そのため、同月14日に引っ越しを実施した。
- (8) 西東京市議会議員選挙では次点で11票差だったが、異議申出は考えなかった。繰り上げ当選もあるかもしれないし、転居しない方がいいのではとの意見もあったが、待っているだけより、動いた方がいいと判断し、江戸川区議会議員選挙に立候補しようと思決した。
- (9) 江戸川区での政治活動を本格的に始めたのは令和5年2月5日からである。参政党からの指示で「2月までは公にせず、水面下で準備して」との指示があったため。そのため、同年1月中は江戸川にいるとも西東京にいるとも捉えられないよう心掛けていた。
- 同年1月の間は制作物等の打ち合わせや参政党江戸川支部の幹部との打ち合わせが多かった。西東京でお世話になった人にも会いにいった。
- (10) 同年2月以降の生活サイクルは朝7時から夜8時くらいまで演説を行い、一旦帰宅して朝食を取って、10時くらいから政治活動をして、昼は外食、夜も時々外食をするが、基本、家で食べていた。風呂は朝入ることが多かった。
- (11) 当選人現住所に関する電気、水道及びガスの使用状況は提出した明細のとおりである。
- 前住所についてはシェアハウスのため、当選人に電気代等使用料の請求はない。

5 本委員会の判断の基礎となるその他の資料等の概要

本委員会が収集した証拠書類、関係人への尋問等からは次の事実が認められる。

(1) 住民基本台帳法上等の届出状況

- ア 当選人は、令和4年8月29日に、同月30日付けで現住所から前住所への転出届を届け出た。
- イ 当選人は、令和5年1月11日に、同日付けで前住所から現住所への転入届を届け出た。
- ウ 現住所の世帯主は当選人の父である。
- エ 当選人の運転免許証の住所変更は、令和5年2月1日付けである。

(2) 現住所における住宅の状況

現住所は、当選人の実家（賃貸の集合住宅）であり、その賃料は当選人の父が支払っている。

(3) 引越しに係る状況

令和5年1月1日及び3日における、参政党関係者とのFacebookのメッセージにおいて、参政党関係者が同月14日に引っ越しを手伝う旨のやり取りを行っている。

(4) 電気、水道、ガスの使用状況

当選人の現住所における電気、水道、ガスの使用状況は次のとおりである。なお、現住所の電気、水道、ガスの契約者は父である。

ア 電気使用状況

使用期間	使用量 (kWh)
R4. 7. 15～R4. 8. 16	144
R4. 8. 17～R4. 9. 14	121
R4. 9. 15～R4. 10. 17	118
R4. 10. 18～R4. 11. 15	97
R4. 11. 16～R4. 12. 14	117
R4. 12. 15～R5. 1. 16	185
R5. 1. 17～R5. 2. 14	169
R5. 2. 15～R5. 3. 15	152
R5. 3. 16～R5. 4. 16	149

※ 電気使用量については遡れるのは1年ということで、上記期間のみ提出

イ 水道使用状況

使用期間	使用量 (立方メートル)
R3. 11～R3. 12	23
R4. 1～R4. 2	29
R4. 3～R4. 4	26

使用期間	使用量 (立方メートル)
R4. 5～R4. 6	30
R4. 7～R4. 8	36
R4. 9～R4. 10	31
R4. 11～R4. 12	25
R5. 1～R5. 2	33
R5. 3～R5. 4	36

ウ ガス使用状況

検針日	使用量 (立方メートル)
R3. 12. 21	29
R4. 1. 25	54
R4. 2. 19	34
R4. 3. 24	37
R4. 4. 21	27

検針日	使用量 (立方メートル)
R4. 12. 21	31
R5. 1. 24	44
R5. 2. 20	44
R5. 3. 24	43
R5. 4. 21	28

(5) 前住所における住宅の状況

前住所はシェアハウスであり、当選人は、前住所を令和4年12月31日付けで、令和5年1月31日をもって当該居室を退室する旨合意解約書を取り交わしている。

(6) 日用品の購入等について

ア 当選人の提出したデビットカード使用明細からは、令和5年1月24日ベルクス中葛西店、同月31日DCSホームズ葛西店、同年2月4日ロイヤルホスト南葛西店、同月5日キリンシティタワーホール船堀店、ベルクス中葛西店等江戸川区での使用が認められるが、同年1月30日には西東京市の飲食店での使用も認められる。

イ 交通系 IC カードの使用履歴はカード紛失のため、公共交通での移動状況については不明である。

(7) その他居住実態等について当選人の両親への聞き取り結果

ア 当選人が前住所へ転出したのは令和 4 年 9 月頃である。

イ 当選人が現住所に転入したのは令和 5 年 1 月 10 日か 11 日である。引越作業は、同月 14 日に参政党関係者にワゴン車を出してもらい行った。

ウ 当選人は、令和 5 年 1 月 14 日以降の睡眠、食事、入浴等は現住所で行っていた。

エ 当選人は、令和 5 年 1 月は事務所の後片付けなどで現住所と西東京とを行き来していた。同月 14 日以降も実家の車を使い、荷物を現住所に運んでいた。

オ 当選人は、現住所への転入以降も、あまり昼間は家にいなく、寝に帰ってくるだけだったが、夜は現住所で食事を取ることが多かった。

カ 当選人の父は、仕事を 12 月に辞めるに当たり、家賃面でプラスになることはないかと JKK と相談した際に、当選人が住んでいることを届け出るよう指摘され、令和 5 年 2 月 21 日付けで、JKK に同居申請を提出した。

キ 現住所には、当選人の衣類や選挙用品が置かれている。

(8) 現住所隣人への聞き取り結果

ア 令和 4 年 12 月後半に、当選人に挨拶をした。

イ 令和 5 年 1 月前半にも、当選人と明けましておめでとうございますと新年の挨拶をした。

6 本委員会の判断

以上の事実を踏まえ、本件当選人における令和 5 年 1 月 23 日から同年 4 月 23 日までの間の生活の本拠について、判断する。

(1) 一般に人が客観的に生活の本拠といえる場所で現に起臥するためには、そもそも当該場所で日常生活を営むに足る必要最低限の行為を行うことができなければならない。この必要最低限の行為とは、睡眠、食事、入浴、洗濯、排せつなどの行為がある。

これを本件についてみると、当選人は、引越し作業後の令和 5 年 1 月 14 日以降、睡眠、入浴等を当選人現住所の住宅で行っており、昼は外食が多いが朝食、夕食は現住所で食えることが多いと述べており、当該事実を、両親の証言と比較しても齟齬は見当たらない。

また、現住所における電気、水道及びガスの使用量については、両親との同居であるため、当選人の居住を直接に裏付けるものとはならないが、当選人が転入したとされる令和 5 年 1 月以降の上記各使用量は、転居前と比べて総じて増加傾向にある。なお、電気使用量のみ令和 4 年 12 月 15 日～令和 5 年 1 月 16 日分が令和 5 年 1 月 17 日以降の使用量と比較して多くなっている点はあるものの、これをもって、当選人の居住を否定する事情とまで言うことはできない。

以上からすれば、当選人が、令和 5 年 1 月 14 日以降、日常生活を営むに足る必要最低限の行為である睡眠、食事、入浴、洗濯、排せつなどを現住所で行っていたことが認められ、これを否定するに足る事情はない。

(2) また、引っ越し作業日については、当選人及び当選人の両親の証言は一致しているほか、引っ越しを手伝った参政党関係者とのFacebookのメッセージも現認できており、引っ越し作業が令和5年1月14日に行われていたとする当選人の主張を否定する事情はない。

なお、前住所の解約については書面上1月31日となっているが、この点について、当選人は、退去日の1箇月前に申し出る必要があったためと説明しているところ、そのような取り決めは賃貸借契約上一般的に行われているものであり、当該説明に不自然な点があるとは認められない。

(3) 申出人は、令和5年1月8日付けのTwitterで当選人が「明日実家に行く」と投稿していることを指摘し、当選人が当時現住所(実家)にいない旨主張しているが、当選人が転入届を提出したのが同年1月11日、引っ越し作業が同月14日であることを考えると、Twitterの投稿と転入の事実との整合性は取れており、当選人の居住実態を否定する事情とはならない。

また、申出人は、当選人が令和5年1月27日時点で公職選挙法第222条の利益誘導罪で刑事告発されており、同日前後において警視庁田無警察署において取り調べを受けていた可能性があるとも述べているが、仮に同警察署において取り調べを受けていたとしても、そのことは当選人が現住所に居住実態を有することを否定する事情とはならない。なお、当選人の本籍地である福島県大沼郡三島町への照会に対する回答(令和5年4月20日付け「候補者の身分について(回答)」)によれば、当選人は、法第11条、第11条の2、第252条及び政治資金規正法第28条に該当せず、被選挙権は停止されていない。

(4) さらに、当選人は日々の支払いを現金、交通系ICカード、デビットカードで支払っていることを証言しているところ、令和5年1月16日から同年2月15日までにおけるデビットカードの使用履歴によれば、前述のとおり、江戸川区での使用が多くなっている一方で、西東京における支払いは令和5年1月30日の西東京市ひばりが丘の飲食店での支払いのみであり、当選人が同月においてデビットカードを江戸川区で使用した回数は、西東京市で使用した回数を上回っている。

西東京市での上記支払について、当選人は、西東京にお世話になった方に最後のご挨拶とのことで集まったと証言しており、また、同月30日に前住所の鍵を返却したとの証言とも整合性が取れており、同月23日以降当選人の生活実態が現住所にあることを否定する根拠にはなり得ない。

(5) その他、本委員会は当選人両親及び隣人に対して関係人尋問(法第212条)を行ったが、両親の述べた内容は、当選人の述べた内容と一致しており、当選人の居住実態を疑う事情は見られなかった。

(6) 以上述べたとおり、当選人が主張する日常生活の状況について、一定の根拠を示した主張として是認することができ、当選人の主張する内容を否定するに足る証拠がないことから、令和5年1月23日から令和5年4月23日までの間、当選人の生活の本拠が当選人現住所にあったと判断する。

したがって、当選人は、令和5年1月23日から令和5年4月23日までの間引き続き3箇月以上江戸川区の区域内に住所を有していたと認められるから、本件当選人

は本件選挙における被選挙権を有していたものである。

7 結論

以上からすれば、本件選挙における当選人の当選を無効とするとの決定を求める申出人の主張には理由が認められず、法第 216 条第 1 項が準用する行政不服審査法第 45 条の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和 5 年 6 月 23 日

江戸川区選挙管理委員会委員長 金田 建夫

教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に、文書で東京都選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。